

Q 私は、夫から毎日のように激しい暴力を振るわれ、10歳の息子と一緒に実家に避難しました。しかし、夫は私の実家にまで押し掛けてきて私と息子を連れ戻そうとします。夫から避難する方法はありませんか。

DV夫から避難したい

A まずは、あなたの身の安全を確保することが一番大切です。

警察や自治体に夫の暴力を相談してください。そして、シェルターを紹介してもらい、避難してください。

施設によっては、子どもは入居できない場合がありますので、関係機関とよく相談し



一時保護中に転居先を探す必要があります。

次に、裁判所に対する保護命令の申し立てが考えられます。保護命令には①あなたの身

辺へのつきまといやあなたの住居、勤務先などでの徘徊を禁止する「被害者への接近禁止命令」があります。ま

保護命令の申し立てを

た、この「被害者への裁判所は、警察などに接近禁止命令」の実効性を確保するための②未成年の子への接近禁止命令③被害者の親族等への接近禁止命令④電話等禁止命令⑤退去命令もありま

す。通知します。夫が命令に違反した場合、夫には刑事罰が科せられます。命令の有効期間は、①は6カ月間、②④は①の有効期間中、⑤は2カ月間です。再度の申し立てもできま

す。保護命令の申し立てには、原則として警察や支援センターに相談したという事実が必要。また、暴力による被害の写真や診断書。一度専門家に相談するので、証拠を集めておいてください。

（弁護士 清源万里）